

小野町地域活性化起業人（DX分野）募集要項

1 募集概要

小野町（以下「本町」という。）では、総務省が制定する「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」を活用し、自治体業務に関するDX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組むことにより、地域住民への行政サービスの向上及び職員の働き方改革を更に推進するため、この取組に御協力いただける企業（以下「派遣企業」という。）を募集します。

派遣企業の選定後、本町と派遣企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について、協定を締結した上で、派遣企業は本町へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、本町のDX推進に関わる業務に従事します。

2 業務内容

派遣社員は、派遣企業等で培われたデジタル技術活用等に関するノウハウや知見、ネットワーク等を活かして、地域社会の活性化を実現するため、次に掲げる業務に従事します。

- （１） デジタル人材の育成、教育に関する支援業務
- （２） システム標準化、ガバメントクラウドに関する支援業務
- （３） 「小野町DX推進基本計画」の評価・検証並びに次期計画策定に関する支援業務
- （４） 既存庁内業務のBPR等による業務改善、可視化に関する支援業務
- （５） 行政サービス（申請、手続き、相談等）デジタル化に関する支援業務
- （６） デジタルデバイド対策に関する支援業務
- （７） セキュリティポリシーやセキュリティ対策、インシデント対応に関する助言、技術的支援業務
- （８） その他、DX推進による地域振興に関する支援業務

3 募集人数

1人

4 主たる勤務地

小野町役場 デジタル推進室内
（福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92番地）

5 派遣期間

6月以上3年以内

※協定の期間は単年度ごとに行うものとします。

※業務期間のうち、本業務における従事日数は、本町における1か月の開庁日のうち半数以上を求めます。（受入自治体外からのテレワーク等は、従事日数の算定外となります。）

6 派遣要件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

(1) 派遣企業に関する要件

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）または、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等であること。

(2) 派遣社員に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）または、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等に勤務するものであること。ただし、当該企業等に入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本町の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

7 受入時期

令和7年度（具体的な受入開始月日は協議の上決定します。）

8 派遣形態

派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与の支給等、社会保険、年次有給休暇の付与等は派遣企業の規程に従います。

9 就業条件

派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本町の条例、規則その他の規定に従います。

- ・勤務時間 原則 8時30分から17時15分まで（休憩1時間を含む。）
- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日

10 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、本町が派遣企業に対し、年額（年度）1,080万円を限度に負担します。

ただし、派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。
（千円未満の端数は切り捨て。）

11 募集期間

令和7年8月26日（火）から令和7年9月19日（金）まで

12 応募方法

応募に必要な書類は次のとおりです。郵送又は電子メールにて提出してください。また、提出した旨の電話連絡を合わせてお願いします。

- ・小野町地域活性化起業人申出書（別添様式1）
- ・派遣企業の概要がわかる書類（別添様式2の派遣企業概要書又は任意の様式可）
- ・派遣社員の職務経歴書（別添様式3の派遣社員職務経歴書又は任意の様式可）

提出書類に基づき派遣希望企業の御担当者様、派遣希望社員様と面談を行う予定です。

13 応募後の流れ

提出書類の内容及び面談により審査し、派遣企業を決定します。決定後、派遣企業の御担当者様と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成します。本町と派遣企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

14 応募資格要件

- （1） 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 第1 項の規定に該当しない者であること。
- （2） 会社更生法（平成14 年法律第154 号）第17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- （3） その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
- （4） 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

15 留意事項

- （1） 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。
- （2） 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- （3） 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- （4） 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- （5） 審査結果について、一切の異議申し立てをできないものとします。
- （6） 協定書には、地方公務員法により公務員に求められる守秘義務や信用失墜行為の禁止等を条件に記載させていただく予定です。
- （7） 公平性、透明性を確保する必要があることから、派遣期間中において本町のシステム設計及び開発、システム運用及び監査などの委託契約を締結することはできないことといたします。

- (8) 協定書には、本派遣事業にて作成いただいた成果物等について、著作権は本町に帰属する内容の条文を記載させていただく予定です。

16 業務開始までのスケジュール（予定）

募集要項の公表	令和7年 8月26日（火）
質問書提出締め切り	令和7年 9月 5日（金） 17時
質問書回答	令和7年 9月10日（水）までに回答
申込書提出	令和7年 9月19日（金） 17時
書類選考	令和7年 9月下旬
面談	令和7年10月上旬
結果通知	令和7年10月中旬
協定内容の協議	令和7年10月中旬～
協定締結	令和7年11月上旬 ※協定内容の協議終了後速やかに
派遣社員着任・業務開始	協定に定める年月日～

※上記日程は予定のため、変更する場合があります。

17 申込・問合せ先

小野町役場 デジタル推進室

電話番号 0247-72-2111（直通）

電子メール digital@town.ono.fukushima.jp

郵便 送 〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地